

敦賀市環境美化推進員設置要綱

(設置)

第1条 清掃行政の円滑な運営及び市民へのごみの分別減量等の理解を図り生活環境の美化を推進するため、敦賀市環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(定数及び委嘱)

第2条 推進員の定数は、次の表に掲げる各区における燃やせるごみステーションの数により決定する。ただし、各区長からの推薦が定数に満たない場合は、この限りでない。

ごみステーションの数	推進員の数
4箇所以下	1人
5箇所～ 8箇所	2人
9箇所～ 12箇所	3人
13箇所～ 16箇所	4人
17箇所～ 20箇所	5人
21箇所～ 24箇所	6人
25箇所以上	7人

2 推進員は、各区長から推薦を受けた者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合の補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員はその任期終了後も、後任の推進員が就任するまではその職務を行う。

(任務)

第4条 推進員の任務は、次のとおりとする。

(1) 推進員は、清掃行政について市と区との連絡及び調整に関して区長への協力及び相談を行う。

(2) 次に掲げることごみの分別減量等の区民への指導及び相談に関すること。

ア ごみの適正なステーションへの搬出

イ ごみステーションの管理

ウ ごみの減量・再生利用運動

(3) 生活環境美化についての区民への指導及び相談に関すること。

(腕章等の貸与)

第5条 市長は、推進員に委嘱した者に対し、腕章等を貸与する。

2 推進員は、第4条の任務の街頭活動に従事するときは、腕章を着用するものとする。

(市の責務)

第6条 市は、推進員の活動に対し必要な研修、助言及び指導を行う。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、清掃センターが行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

2 設立当初の推進員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず平成9年3月31日までとする。

3 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。